

〔改訂版〕

# 地域自治組織づくり マニュアル

～自分たちのまちは自分たちの手で～

奈良市 自治連合会  
地域自治協議会検討委員会

平成 30 年 7 月

# 目 次

## 第1章 地域コミュニティの概要

1. 地域コミュニティのこれから .....	1
2. 地域自治組織づくりマニュアル .....	1
3. 地域コミュニティの状況 .....	2
4. 地域と市を結ぶ、新たな仕組みの必要性 .....	3

## 第2章 新たなコミュニティ 地域自治協議会

1. 地域自治協議会の概要 .....	4
(1) 地域自治協議会とは	
(2) 地域自治協議会の構成	
(3) 地域自治協議会の活動エリア	
(4) 地域自治計画によるまちづくり .....	5
(5) 地域自治協議会の活動拠点の確保・整備	
(6) 地域自治協議会の役割	
2. 地域自治協議会の効果 .....	6
(1) 地域にとっての効果	
(2) 行政にとっての効果	
(3) 複合的な効果	

## 第3章 地域自治協議会の設立方法（例）

1. 設立までの流れ .....	7
(1) 事前調整 .....	8
(2) 地域住民への啓発活動	(3) 設立準備会
(4) 地域課題の把握	(5) 地域自治計画の作成
(6) 事業計画・予算の作成 .....	9
(7) 地域自治協議会の設立	
2. 設立準備会、地域自治協議会の要件等 .....	10

### 資料

【参考】地域自治組織設立準備会 会則（例） ....	12
地域自治協議会に関するQ & A .....	13

## 第1章 地域コミュニティの概要

### 1. 地域コミュニティのこれから

今は元気な地域も、10年後にはどうなるのでしょうか、大丈夫でしょうか？

近年、社会を取り巻く状況の変化により、これまで行政側が担ってきた画一的な公共サービスでは、多様化・複雑化するニーズに対応することが難しくなってきました。

今後、行政は従来どおり画一的な公共サービスだけを提供するのではなく、それぞれの地域特性や住民ニーズを尊重しながら、その地域に適した公共サービスを展開していく必要にせまられてきます。

また、行政の手が届かない地域の課題に対しては、補完性の原理<sup>1</sup>に基づき、これまで自治連合会始め各種団体や地域住民が解決に向けた取り組みを進めてきました（図表1）。

しかしながら、少子・高齢社会の進展、ライフスタイルの多様化に伴う自治会加入率低下などの影響により、地域コミュニティ機能の弱体化が予想されます。

このことから、住民が知恵を集めて地域の自治の力をフルに活かしながら地域の課題を解決するため、住民の合意や共通理解のもとで多くの住民の協力を得る新たな仕組みづくりを進めていく必要があります。

図表1 補完性の原理イメージ



### 2. 地域自治組織づくりマニュアル

これらの状況を踏まえ、市自治連合会では、地域で活動するさまざまな団体が協力し、意見をまとめた上で行政と連携しながら協働して地域課題を解決し、まちづくりを進めていく新たな組織である「(仮称)地域自治協議会」の設立を検討し続けています。

このマニュアルは、地域自治協議会の必要性、役割や設立までの流れなどについて、奈良市自治連合会（地域自治協議会検討委員会）の考えを取りまとめたものです。

<sup>1</sup>個人や家庭で解決できることは個人や家庭が取り組み、個人や家庭が解決できないことは地域が取り組み、個人・家庭や地域でも解決できないことは行政が取り組む、という考え方。

### 3. 地域コミュニティの状況

これまでは、地区自治連合会、自治会（町内会）、地区社会福祉協議会、PTA、民生委員・児童委員、万年青年クラブ、自主防災・防犯組織、消防団・女性防災クラブなどの団体が、それぞれの活動を通して地域を支えてきました。

その中でも、現在市内に50存在する地区自治連合会は、その地区内の自治会で構成される連合体であり、地域住民の親睦・交流を図るほか、地域の意見や要望をとりまとめ、行政との連絡・調整を行うなど、地域課題を解決する上で重要な役割を担ってきています。

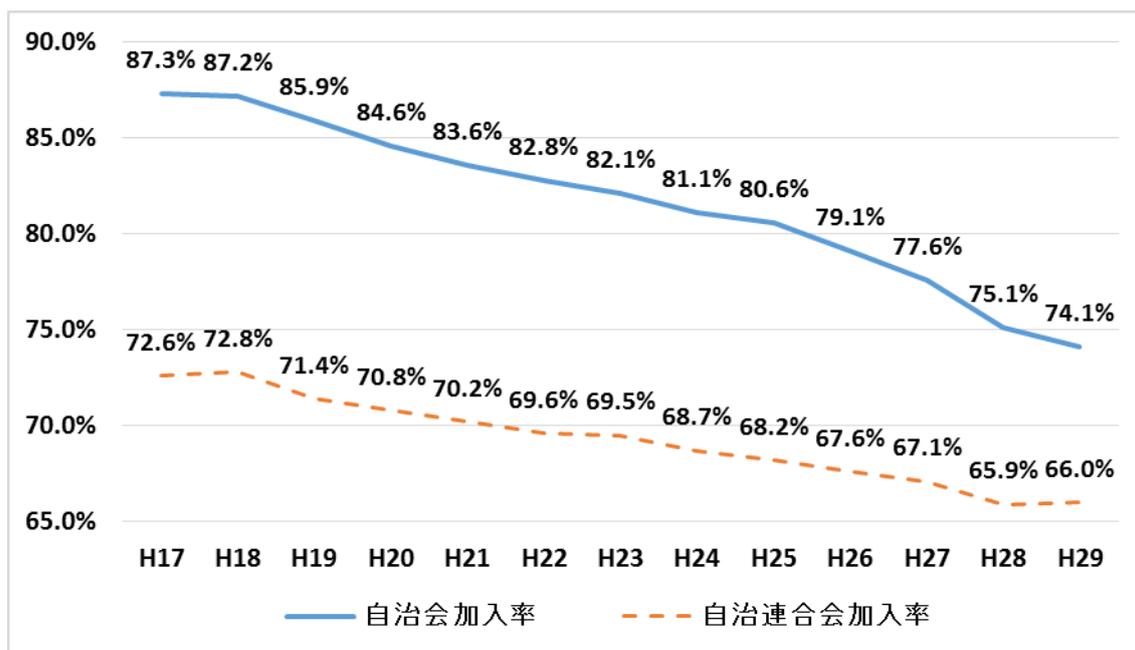
しかしながら、地区自治連合会は地区内の全ての自治会が加入しているわけではなく、加入する自治会の割合は過去12年間（平成17年→平成29年）で6.6ポイント低下している状況です。（図表2—破線）

さらに、地域コミュニティの基盤となる自治会の加入率を見ると、この12年間（平成17年→平成29年）で13.2ポイント低下している状況で（図表2—実線）、ライフスタイルや価値観の多様化によって住民の間で地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が進むとともに、地域活動に無関心な住民の増加などもあり、担い手不足が深刻な問題となっています。

このように、先に述べた人口減少社会の到来は地域の担い手不足に一層拍車をかけており、これまで地域コミュニティが担ってきた、防災防犯・福祉・教育・文化・環境の保全などさまざまな課題への対応力が、今後ますます低下していく恐れがあります。

図表2 自治会・自治連合会加入率の推移

基準日：各年4月1日



#### 4. 地域と市を結ぶ、新たな仕組みの必要性

このような状況に対応していくためには、住民が自分たちの意見をまとめ、これまで以上に地域の連帯感を強めるとともに、地域を支える多様な主体が連携協働し、主体的に課題解決に取り組む、住民自治のまちづくりを進めていく必要があります。

自治会などの地縁組織、各種団体に加え、事業者やNPO・ボランティア団体などが地域課題解決のために連携することにより、活動の担い手が確保される、課題解決のための新たなアイデアが生まれるなどの効果が期待できます。

そのうえで、地域と市が対等な関係のパートナーシップの体制を構築していくことが大切で、これまでは各地区の自治連合会・各種団体と市の担当部局が個別に連絡を取りあい、連携し、その受け皿となってきましたが、いわゆる「縦割り行政」の弊害により、地域課題に柔軟に対応できない場合が多々ありました。

そこで、地域の多様な主体の連携協働にあわせて、行政も対応窓口や補助金・支援の一本化などを行うことにより、住民だけ、行政だけでは解決が難しい課題であっても、効果的に解決することができるようになります。

こうした考えのもと、一定の区域を単位として、地域の課題解決に向けた総合的・包括的な取り組みを行うプラットフォーム的な「地域自治組織」が全国各地で立ち上げられ、地域特性や課題に応じた活動が展開されています。

私たち市自治連合会は、この地域自治組織を「(仮称) 地域自治協議会」とします。

#### <参考>

「なら しみんだより」平成 29 年 10 月号掲載  
仲川市長の今後 4 年間の本市の取り組みから 抜粋

##### 奈良市の成長戦略

新しい自治の仕組みである「地域自治協議会」の創設を積極的に支援、地域密着で市民生活を支えるプラットフォームを確立させます。

人口の減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化等により、地域生活の中で日々生まれるさまざまな課題に対し、行政だけでは対応できないことも非常に多くなっている一方で、地域の担い手不足も深刻なものとなっています。

これらの課題を解決するために、それぞれの分野で活動している地域のさまざまな団体が一つのプラットフォームを構築し、行政とも密接に連携を図りながら、自分たちの地域の未来を自分たち自身でしっかり選びとっていく、そして、自ら行動していく、その取組を行政がしっかりと支えていくことが重要です。

## 1. 地域自治協議会の概要

### (1) 地域自治協議会とは

地域自治協議会は、住民自治によるまちづくりを行うための地域を一体化した新たな地域コミュニティ組織のことです。

### (2) 地域自治協議会の構成

これまで地域コミュニティの中心的役割を担ってきたのが自治会であり、自治会長が既存の市民公益活動団体（奈良市自治連合会など）の役員を担っていることが多いことなど、新しいコミュニティの形成にあたっての素地があります。

地域自治協議会は、各地区の自治連合会などが中心となり、地域で活動する各種団体や住民が連携して協議を行います。また、この地域自治協議会は、各種団体への加入の有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、地域の住民全員が地域自治協議会の構成員となり、活動に参加することができます。

#### 【構成団体の例】

○自治連合会 ○自治会（町内会） ○地区社会福祉協議会 ○民生委員・児童委員  
○自主防災防犯組織 ○PTA ○万年青年クラブ ○子ども会・婦人会・日赤奉仕団  
○消防団・女性防災クラブ ○商店・事業者 ○学校・学校支援団体 ○子育て団体  
○NPO・ボランティア団体 など

### (3) 地域自治協議会の活動エリア

地域自治協議会は、一定のまとまりのある地域として、基本的にはおおむね小学校区ごとに設置することとし、その区域を活動エリアとします。

ただし、地域自治協議会を担うのは住民であることから、隣接する区域が一体となるなど、住民が活動しやすい区域を選択できるよう柔軟に対応するとともに、各地域の実情に合わせたエリア設定を地域の話し合いによって決定することも可能です。

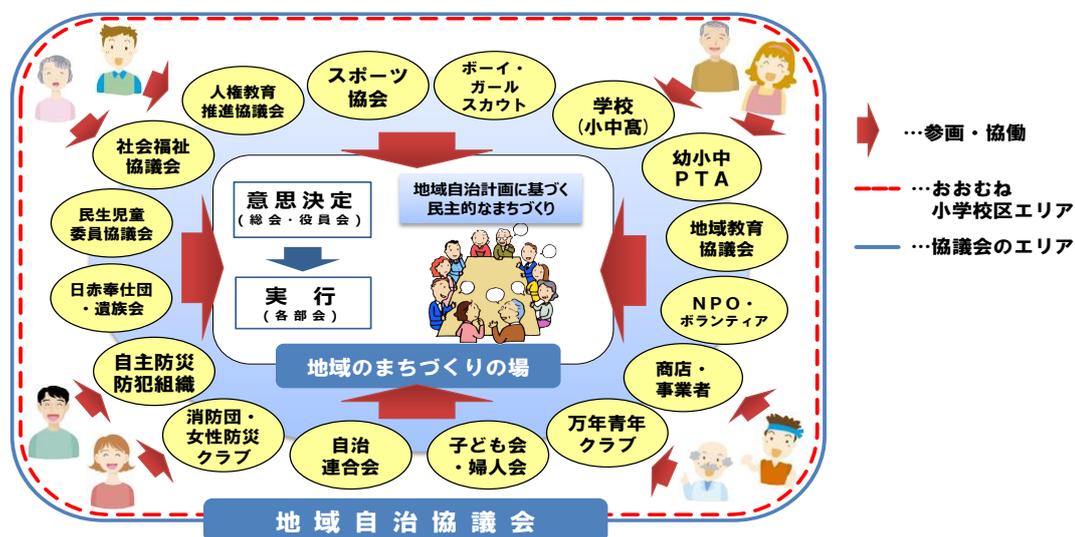
#### 【小学校区を活動エリアとする考え方】

○多様な市民公益活動団体や新しい地域コミュニティの担い手が見込まれるよう、単一自治会のエリアより広範囲であることが望ましいため。  
○小学校区であれば互いの顔が見えて、地域住民の連帯意識、地域の歴史・資産の共有を強く感じることができるため。  
○既存の団体間の連携や新しいコミュニティの形成にあたっての下地があるため。

#### (4) 地域自治計画によるまちづくり

地域自治協議会は、地域のまちづくりを進めていくためにみんなで話し合い、まちづくりの将来像や活動の方向性をまとめた「地域自治計画」にもとづき民主的にまちづくりに取り組みます。

図表3 地域自治組織の構成イメージ（一例）



#### (5) 地域自治協議会の活動拠点の確保・整備

地域自治協議会が活動を行うための拠点として、既に地域に設置されている各種の公共施設や地域の集会所を可能な限り利活用することとします。

あわせて、活動拠点となる公共施設が設置されていない地域も存在するため、奈良市自治連合会は、全地区について奈良市と確保・整備のための協議を進めています。

#### (6) 地域自治協議会の役割

地域自治協議会は、地域の現状や課題にもとづいてさまざまなまちづくり活動を行うほか、地域の要望を取りまとめ、市へ提言を行うなどの役割を担います。

また、地域自治協議会の活動を継続的に実施していくためには、連携・交流によって地域内の絆を深めるとともに、段階的・計画的に活動を拡大していくことが望まれます。

##### 【地域自治協議会の主な役割】

- |            |   |
|------------|---|
| ①まちづくり活動推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決に向けた活動</li> <li>・地域自治計画の作成・実施</li> </ul>       |
| ②要望集約・提出   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の要望や意見の集約・提出</li> </ul>                            |
| ③施策等の提言    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の活動を踏まえた施策・事業の提言</li> </ul>                        |
| ④情報共有の窓口   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の担当部局を通じた情報の送達・授受</li> </ul>                         |
| ⑤地域連携の強化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体間の情報連絡</li> <li>・各団体が実施するイベントの調整・相互参加協力</li> </ul> |

## 2. 地域自治協議会の効果

地域自治協議会は、地域内の各団体のネットワーク化及び相互補完を図るもので、それぞれの地域の特色を生かした組織として地域の課題にきめ細かく対応できることなどから、地域・行政の双方にさまざまな効果がもたらされます。

### (1) 地域にとっての効果

#### ○相互補完

個別では解決が難しい課題でも、多様な主体が協力することで解決に近づきます。

#### ○一体感の向上

地域の誰もが参加し、活動に取り組むことができる組織であることから、地域内の一体感の向上が期待できます。

#### ○相乗効果

協議会を構成する多様な主体が連携・協力することで、従来からの活動が活性化したり、新たな活動が生まれたりする可能性があります。

#### ○効率性向上

地域内の重複した活動が一本化されることにより、効率的な役割分担が可能となり、住民が参加しやすくなります。

### (2) 行政にとっての効果

#### ○地域の要望・提案の効率的かつ迅速な把握

地域で調整集約された要望・提案等を市に提出し、市側が効率的かつ迅速に把握することができるようになります。

#### ○地域の実情に応じた迅速かつ一体的な対応

横断的・多面的に把握した地域の要望・提案等を基に、地域の実情に応じて、市が迅速かつ一体的に対応することが可能になります。

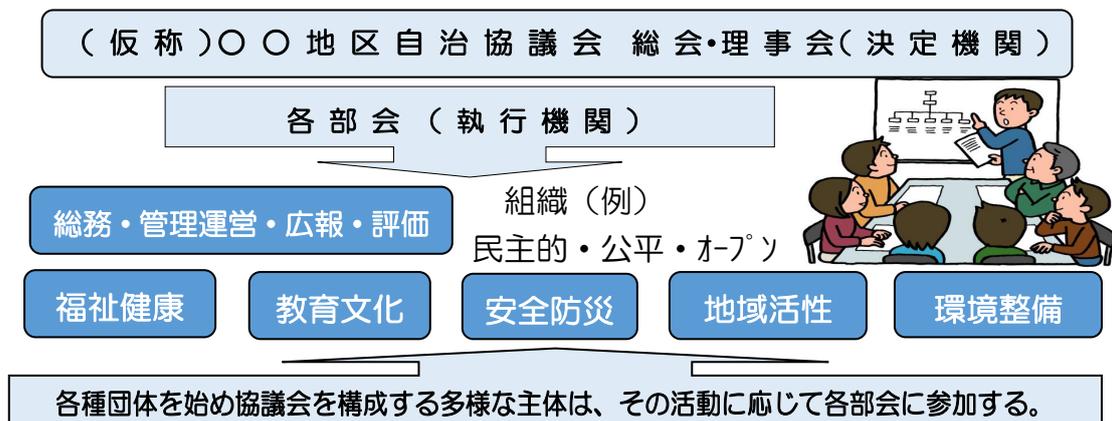
### (3) 複合的な効果

○地域と市側双方からの施策提言の機会・場が容易に確保できます。

○地域ニーズに密接に対応した市の政策づくりが可能になります。

○両者にとって情報の公開と共有による合意形成の場が担保されます。

図表4 地域自治組織のイメージ（活動分野別にグループ化した場合）



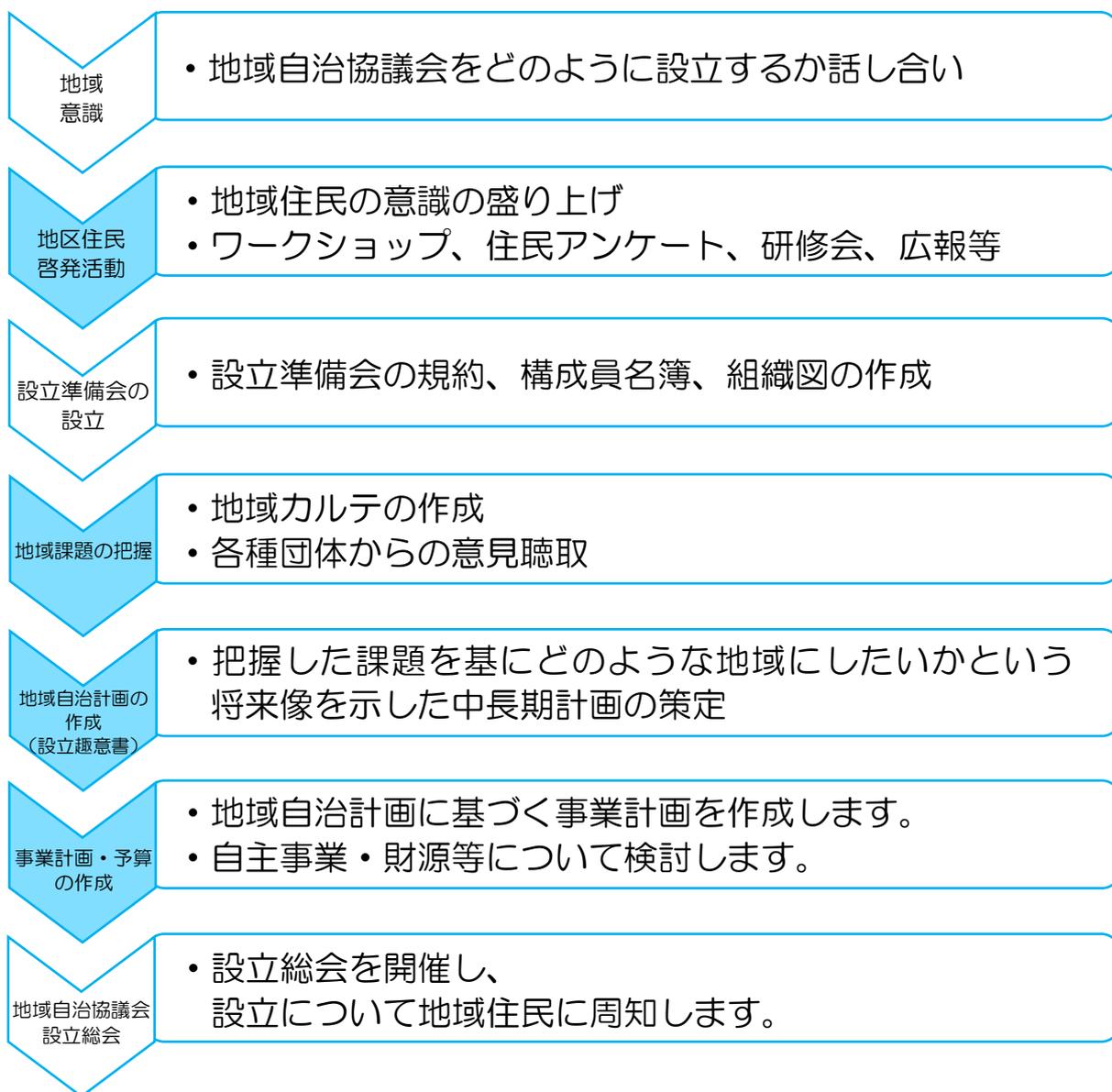
## 第3章

### 地域自治協議会の設立方法（例）

#### 1. 設立までの流れ

##### ～地域自治協議会の運営について～

地域自治協議会は、組織の円滑な運営に努め、地域の実情を把握し、地域内の市民公益活動団体の連携を図りながら、より良い地域づくりを目指すため、地域自治計画を作成し、計画に基づいた事業を実施します。



## (1) 事前調整

概ね小学校区域をもとにした50地区の地域自治協議会の設立を目指しています。  
自治連合会など先導的立場の団体や地域住民は、地域自治協議会の設立について、市と相互に連絡を取り話し合いながら進めていきます。

1. 地域で活動する各団体の代表者や連絡先の把握
2. 各団体の参加意思の確認

### 【構成団体の例】

○自治連合会 ○自治会(町内会) ○地区社会福祉協議会 ○民生委員・児童委員  
○自主防災防犯組織 ○PTA ○万年青年クラブ ○子ども会・婦人会・日赤奉仕団  
○消防団・女性防災クラブ ○商店・事業者 ○学校・学校支援団体 ○子育て団体  
○NPO・ボランティア団体 など

## (2) 地域住民への啓発活動

地域住民や地域の他の団体に対し、地域自治協議会について参加を呼びかけます。

啓発活動の一環として、地域に根付いた活動を展開している自治会、専門的な立場から課題解決に取り組む市民団体やNPO等に加え、まちづくりに意欲のある地域住民等も参画して、ワークショップや住民アンケート、研修会等を行うことが望めます。

## (3) 設立準備会

地域住民は、地域自治協議会設立準備会の開催に向け、地域で取り組むべき事業の内容や規約案などの書類づくりを進めます。

## (4) 地域課題の把握

地域の状況や課題を把握した「地域カルテ」を作成して、地域住民で共有することが大切です。また、各種団体等から課題や意見を聴きとり、情報を共有します。

## (5) 地域自治計画の作成

地域カルテで把握した状況や課題をもとに、どのような地域にしていきたいかという将来像(目標)や方向性をまとめた中長期計画を策定します。

地域自治計画は、地域住民の一人ひとりが自らの生活環境を考えて、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。

### ≪策定する手順≫

#### ①計画を策定するメンバーの決定

計画を作る固定的なメンバー(プロジェクトチームなど)を決めます。

この場合でも、多くの地域住民の意見や提案を反映させるために、メンバー以外の住民を交えてのワークショップや意見交換会などを実施することが望めます。

## ②現状把握と将来像の作成

各種団体からの意見や住民アンケートなどにより、現状と課題を把握し、まちづくりの将来像（目標）を定めます。目標は必ずしも一つではなく、例えば、部門ごとや分野別に複数の目標を定めることも考えられます。

地域自治計画を策定する上で、地区内に存在する文化財や地区の特色などを有効に活用することも大切です。そのため、計画を策定する際には、地区内の有形・無形の資源を発掘することも重要になります。

## ③実施事業の検討

基本方針に沿った具体的な事業を掲げます。このときに事業の実施主体となる者（住民、自治会、地区、行政、または地区と行政の協働など）の役割分担も併せて決めておきます。

## ④実施スケジュールの検討

自治会等や地区が実施する施策（事業）について、いつごろ実施するかなど、スケジュールを決定します。

## ⑤地域住民への周知

地域自治計画が完成したら、地域住民に周知するとともに事業への協力を呼びかけます。

## （6）事業計画・予算の作成

地域自治計画に基づき、各年で実施する事業について協議し、事業計画を作成します。併せて自主事業・財源等について検討し、年間予算を作成します。

## （7）地域自治協議会の設立

地域住民による地域自治協議会設立総会を開催し、準備会の案をもとに決定します。検討協議（総会付議）の内容は、

- ・地域自治協議会の代表者及び役員
- ・地域自治協議会の会則（総則・構成・役員・会議・総会・理事会・部会や委員会事務局・経費資産や会計・規約の変更及び解散など）
- ・地域自治計画（ビジョン・課題・年度計画など）
- ・地域自治計画にもとづく地域自治協議会の事業及び予算
- ・次回会議開催内容及び時期 など

設立総会で決まったことは、自治会などの協力のもと回覧等で地域住民に周知します。



## 2. 設立準備会、地域自治協議会の要件等（奈良市の要綱から抜粋）

地域自治協議会は、その地域を代表するにふさわしい組織要件が必要で、行政の協働の相手方として制度的に認定を受けることとなります。

但し、当該地区の歴史が浅く活動団体が少ないケースもあり、その場合は、代表するにふさわしいか、実現性は高いかなどを総合勘案して認定されることとなります。

### （1）設立準備会の要件（「準備交付金」の交付対象となる準備会）

まず、設立のための準備会については、次の要件を満たす必要があります。

- ①概ね小学校区を区域とし、原則として当該区域が他の地域自治協議会又は他の自治連合会の区域と重複しないこと。
- ②区域で活動する各種団体が協議会の設立に対して理解があること。
  - 準備会の主体となる団体に制限はないが、交付金の申請にあたっては、地域自治協議会の必須団体となる地区自治連合会（加入する単位自治会を含む）、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織に説明したうえ、同意を得てください。
- ③地域自治協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。
- ④区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体で構成されていること。
- ⑤区域の住民誰もが希望すれば準備会の活動に参画できること。
- ⑥政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

<構成団体例>

分 類	団 体 名
地域社会	<u>自治連合会(自治会含む)</u> 、万年青年クラブ、地域婦人団体
社会教育	人権教育推進協議会、地域教育協議会、学校・園 学校・園のPTA・保護者会、バンビホーム保護者会
福祉	<u>社会福祉協議会</u> 、 <u>民生委員・児童委員協議会</u>
健全育成	少年指導協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト スポーツ協会、子ども会
防災・防犯 交通安全・救護	<u>自主防災防犯組織</u> 、交通安全指導員、地域安全推進員 消防団、女性防災クラブ、日赤奉仕団
事業所・NPO ボランティア等	事業所、商店会、NPO 法人、ボランティア団体 まちづくり団体

○囲み線は、地域自治協議会構成の必須団体です。

<注記> 準備会の活動のうち交付金の対象となる活動は、主に地域自治協議会の設立準備に関する活動と、地域自治計画の策定に関する活動です。

## (2) 地域自治協議会の設置要件及び運営

平成30年4月1日から施行された「奈良市地域自治協議会の設置及び認定に関する要綱」から、(地域自治協議会を「協議会」と称し)その骨子を紹介します。

### <定義；第2条>

この要綱において「協議会」とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体(以下これらを「市民等」という。)が一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織であって、市長が認定したものをいう。

### <設置；第3条>

市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて協議会を設置することができる。

### <要件；第3条2項>

協議会は、次に掲げる要件を**全て満たすものとする。**

- 概ね小学校区を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- 前項に掲げる区域(以下「区域」という。)で組織され、本市に届出済みの自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- 区域に居住し、又は活動する市民等で構成されていること。
- 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参画できること。
- 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画が策定されていること。
- 政治的活動及び宗教的活動を行っていないこと。

### <運営；第4条>

協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。

- 民主的で透明性が確保された運営がされていること。
- 市民等にかかれた取組を行うこと。
- 組織及び運営の基本となる事項を定めた規約を有すること。
- 規約に協議会の意思決定に係る事項が定められていること。
- 協議会の会議が原則として公開されていること。

### <運営；第4条2項>

協議会は、区域内の情報共有や連絡調整を積極的に図るよう努めるものとする。

### <認定の申請；第5条>(要点のみ記述)

協議会の代表者は、認定を受けようとするときは、「奈良市地域自治協議会認定申請書」に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 規約(記載事項は省略)、 ○認定の申請につき総会で議決したことを証する書類
- 役員氏名・参加団体名、 ○組織図、 ○地域自治計画、 ○区域を示す図面
- 当該年度の事業計画及び予算書、 ○その他市長が必要と認めた書類

以上

【参考】 ○○地区自治組織設立準備会 会則（例）

（名称及び事務所）

第1条 この会は、「○○地区自治組織設立準備会（以下「本準備会」という。）」と称し、事務所を会長宅に置く。

（目的）

第2条 本準備会は、○○地区自治連合会を始め、○○地区における多様な主体が構成員となり、地域一体となって民主的に地域づくりを実践する組織「（仮称）○○地区地域自治協議会（以下「協議会」と称す。）」の設立に向けて必要な調査検討協議を行い、その結果を○○地区自治連合会に報告提案することを目的とする。

（所掌事務）

第3条 本準備会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会設立に向けた準備、検討、実施各段階における作業に関する事項
- （2）協議会の規約作成に関する事項
- （3）協議会の構成員及び役員の候補者選任に関する事項
- （4）協議会の設立経過の議事録作成に関する事項
- （5）○○地区における地域自治計画の策定に関する事項
- （6）設立年度の事業計画及び予算書作成に関する事項
- （7）その他前条の目的達成及び前各号に関連する事項に関すること。

（組織）

第4条 本準備会は、○○地区自治連合会始め、協議会設立に賛同する地区内各種団体の役員の中から選任された者を以て組織する。

（役員）

第5条 本準備会に、次の会長、副会長及び委員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 ○名（内1名は「事務局長」とする。）
- （3）委 員 若干名

2. 本準備会に事務局を置き、事務局員は○名とし、前項の委員の中から会長が指名する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、本準備会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代理する。
3. 副会長の内1名は事務局長となり、事務全般を掌る。

（会議）

第7条 本準備会の会議（準備会議）は必要に応じ会長が招集し、会長が座長となる。

2. 会議は、役員の過半数の出席を以て成立する。
3. 議決は出席者の過半数を以て成立する。賛否同数の場合は会長が決する。
4. 会議には、必要あるとき関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

（設置期間）

第8条 本準備会の設置存続期間は、第3条の目的を達成するまでの期間とする。

（委任）

第9条 この会則に定めるもののほか、本準備会の運営その他について必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

（参加）

第10条 本準備会に、行政機関等から指導助言を受けるため参加を置くことができる。

（会計）

第11条 本準備会に会計及び会計監査を置くことができる。

2. 会計及び会計監査は、役員以外から会長が指名し会議に諮って承認する。
3. 本準備会の運営に必要な費用は、当面、○○地区（組織名）で負担する。

附則 ； （施行期日）この会則は、平成 年 月 日から施行する。

## 地域自治協議会に関するQ&A

Q1 私たち地域住民は、具体的に何をすればいいですか。

A1 まちづくりの担い手の一人として、地域自治協議会に関心を持ち、できる範囲で地域自治協議会の話し合いや活動に参加していただくことが重要だと考えます。

Q2 地域自治協議会を設立したら、自治会（町内会）や地域の団体はなくなりますか。

A2 地域自治協議会は、各地域に存在する組織に替わるものではなく、各団体が連携協働するプラットフォーム的な組織です。そのため、地域自治協議会の設立にともなって既存の団体がすぐさま解散するわけではありません。

Q3 現在の自治会（町内会）や地域の各団体は、今後どのように変わりますか。

A3 自治会（町内会）や地域の各団体は、相互に連携することにより、地域内の課題解決に向けた取組みを検討・実施しやすくなります。また地域内に一体感が育まれ、単独では解決が難しい課題も効率的に解決することが可能となります。

Q4 地域自治協議会を設立するまでに要する期間はどれくらいですか。

A4 地域の実情により差が生まれると思われませんが、おおむね数ヶ月から1～2年にかかるものと見込まれます。

Q5 必ず地域自治協議会を設立しなくてはならないのでしょうか。

A5 地域自治協議会を設立することで、  
○地域課題に対して、連携して対処することができる。  
○地域に一体感が生まれる。  
○担い手不足により難しくなった活動を地域全体で取組むことができる。  
といった効果が期待できることから、市内全域で地域自治協議会の設立を目指しています。

Q6 地域自治協議会は、市役所の組織ですか。

A6 市の組織ではありませんが、地域自治協議会はまちづくりを進めていく上で市の重要なパートナーとして、連携・協働していくことになると考えています。

Q7 なかなか人が集まらないのですが、どうしたらいいですか。

A7 地域内の企業や各団体の役員の方、退職した世代の方などに積極的に声を掛け合い、地域自治協議会への参加を呼びかけてみましょう。

Q8 既に似たような団体が地域にあるのですが。

A8 その団体が地域自治協議会と類似の機能を持つ場合、その団体が地域自治協議会の中心となることも考えられます。

